

委員会提出議案第 3 号

八幡浜市議会の解散に関する決議について

標記のことについて、八幡浜市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 21 日提出

提出者 市長・市議同時選挙に関する特別委員長 平 家 恭 治

提案理由

八幡浜市長選挙と八幡浜市議会議員選挙を同時選挙とするべく、八幡浜市議会を解散するため。

八幡浜市議会の解散に関する決議

4年に1度の八幡浜市長選挙は、本年4月20日執行であり、八幡浜市議会議員選挙は市長選挙に約4か月遅れる本年8月執行の見込みである。

八幡浜市議会では、この約4か月の差を解消し市長・市議同時選挙の実施を検討するために、令和3年8月の改選後からこれまで、市議会内で特別委員会を設置し調査・研究してきた。令和3年9月設置の市長・市議同時選挙及び議員定数調査特別委員会では、市民アンケートを実施し、1,018人の方から同時選挙についての賛否の意見をいただき、また委員間でも賛否について協議した。令和6年12月設置の市長・市議同時選挙に関する特別委員会では、同時選挙を実施することの賛否について、全議員が意見を述べ、その意見を広報によって市民に公表した。

令和3年に実施した市民アンケートでは、同時選挙実施について、7%の方が反対であり、87%の方が賛成であった。議員間の協議においては、反対意見として、市民に負託された4年間の任期は議員としての役割を全うするために努力すべきこと、解散特例法の趣旨に反する等の意見があり、賛成意見として、市民が望んでいること、選挙経費が削減できること、猛暑の8月の投票を避けられること、投票率の向上が期待できること等の意見があった。

市議会としては、市民アンケートの結果及び議員間における賛否両方の意見を踏まえ、今回、市民の要望を最優先に考え、市民の思いに応えるべきと判断した。

よって、市長・市議の同時選挙の実現に向けて、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定に基づき、令和7年3月21日をもって八幡浜市議会を解散する。

以上、決議する。

令和7年3月21日

愛媛県八幡浜市議会